

利用料は、世帯の住民税額（区民税所得割額）等に応じて、以下の表をもとに算定します。

所得等の状況		利用料（月額）
被生活保護世帯		0円
区民税非課税世帯		0円
区民税均等割りのみ		5,000円
区 民 税 所 得 割	139,000円未満	5,000円
	139,000円～157,000円未満	5,100円
	157,000円～185,000円未満	5,500円
	185,000円～221,000円未満	5,800円
	221,000円～256,000円未満	6,200円
	256,000円～280,000円未満	6,500円
	280,000円～303,000円未満	6,800円
	303,000円～324,000円未満	7,100円
	324,000円～342,000円未満	7,400円
	342,000円～360,000円未満	7,700円
	360,000円～378,000円未満	8,000円
	378,000円～468,000円未満	8,600円
468,000円～	8,800円	

- ・ 上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。
- ・ 令和7年4月～8月の利用料は、令和6年度住民税額（令和5年中の所得により決定）により算定します。
- ・ 令和7年9月～令和8年2月の利用料は、令和7年度住民税額（令和6年中の所得により決定）により算定します。
- ・ 住民税の申告がない方や文京区に転入された方で課税証明書等の提出がない場合の利用料は、月額8,800円とします。